

令和8年度 浦添市

認定こども園・保育所等入所案内



余裕をもって、
申込みしてね！

HPの二次元コード



書類配布期間	令和7年9月1日（月）より随時
受入予定児童数 ホームページ公開	令和7年9月17日（水） ※変更がある場合は、10月3日（金）まで随時更新
受付期間	<u>令和7年10月6日（月）～令和7年10月24日（金）</u>
受付時間	【オンライン申請】24時間申請可能 【窓口申請】8時30分～12時00分 13時00分～17時00分※土日祝日除く
受付場所	オンライン申請 浦添市役所2階 こども未来課 認定係
上記期間外受付	受付期間 ※期間内受付分の選考後に空きがある場合のみ実施 令和7年10月25日（土）～令和8年2月27日（金） 申請方法：オンライン申請・窓口申請※土日祝日除く

お問い合わせ
浦添市役所2階 こども未来課 認定係
TEL：098-876-1281（直通）



1	オンライン申請について	2 p
2	認定区分と利用できる施設	3 p
3	保育を必要とする事由	4 p
4	提出書類	5 p
5	施設の種類	6 p
6	公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)	7 p
7	公立保育所	8 p
8	保育料・給食費の算定方法	9 p
9	保育料基準額表	10 p
10	ひとり親世帯等の保育料・給食費軽減	10 p
11	給食費について	11 p
12	多子世帯の負担軽減	12 p
13	税情報が確認できない場合について	13 p
14	保育料・給食費の滞納について	13 p
15	保育料の納付について	14 p
16	保育所等入所までの流れ(一斉入所4月から新規入園・継続)	15 p
17	令和 8 年度途中における保育所等入所について	16 p
18	令和 8 年度保育所等入所のスケジュール	17 p
19	令和 8 年 4 月入園の申込後の変更 (希望園変更、申込取下、内定辞退)	18 p
20	利用希望選択のポイント、浦添市保育所等入所基準表	19~24 p
21	入園後の変更(家庭状況の変更、転園、退園)	25 p
22	広域入所・転入(転出)予定の場合について	26 p
23	発達支援について	27 p
24	施設等利用給付(保育無償化)について	28 p
25	令和 8 年度 認可保育所等一覧	29~34 p
26	保育所等入所に関してよくある質問	35~36 p
27	子育て支援	37 p

オンライン申請について

保育所等の入所申込、現況届、教育・保育給付認定申請などの手続きがオンラインにより申請が可能となります。

◆事前にご用意いただくもの

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・申請者（保護者）の身分証明書（運転免許証など）
- ・必要書類等（p. 5 参照）

※指定様式は、浦添市ホームページからダウンロード可能。

必要書類確認ページ



◆申請先

- ・令和8年度 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書
【在園継続申込・新規入園申込・転園希望申込】
【支給認定の申請（認可外保育施設等）】

LoGo フォーム



マイナポータルぴったり
サービス二次元コード



～追加書類【再提出フォーム】～

- ・保育所入所申込取下げ
- ・保育所等退所届
- ・保育所入所内定辞退
- ・希望園変更届
- ・世帯状況変更届

随
時

◆注意事項

- ・書類の不足、不備がある場合は利用調整の対象とならない場合があります。
- ・1号認定の私立認定こども園を利用する方は、直接園にお申し込みください。
- ・特別な支援を要する児童・浦添市外の保育施設の申し込みは、こども未来課窓口で申請手続きが必要となります。

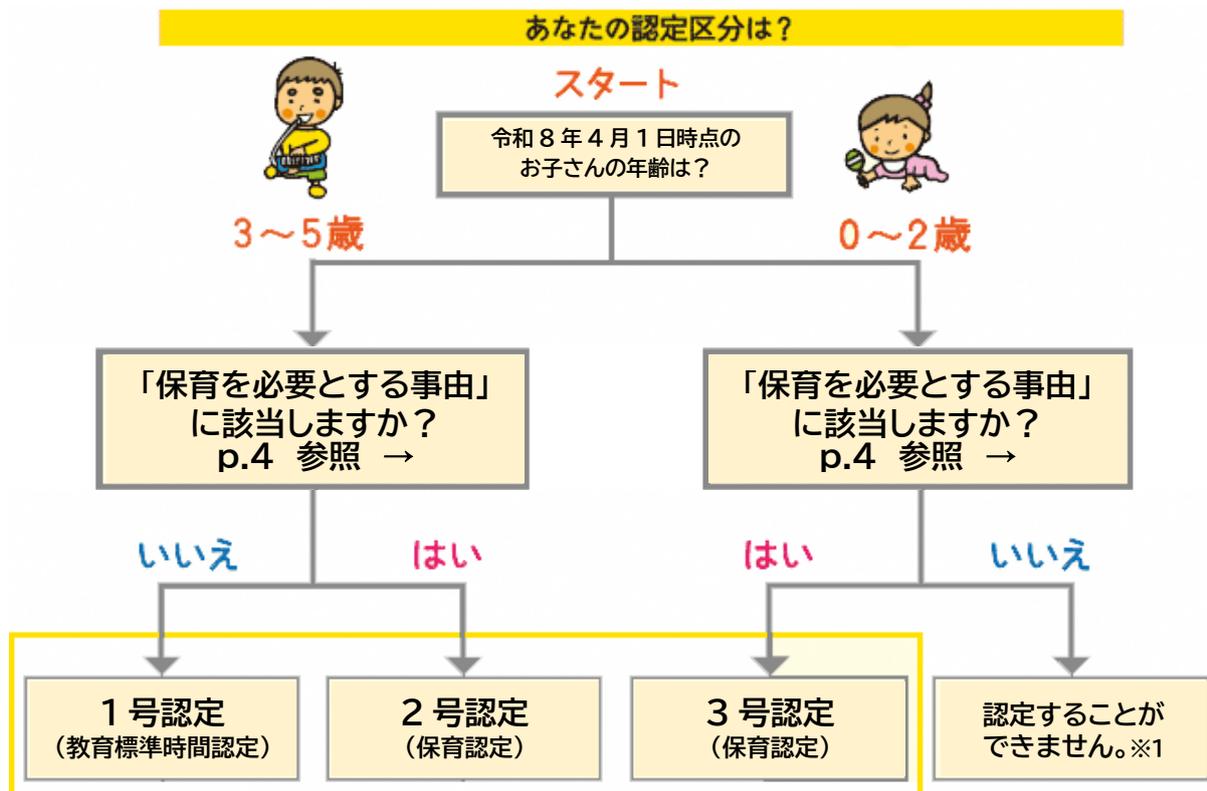
★浦添市 LINE 公式アカウントから、オンライン申請者のみ4月入所の
一次選考結果が照会できます！

- ・照会方法についてはホームページをご確認ください。（R8.1月頃公開予定）



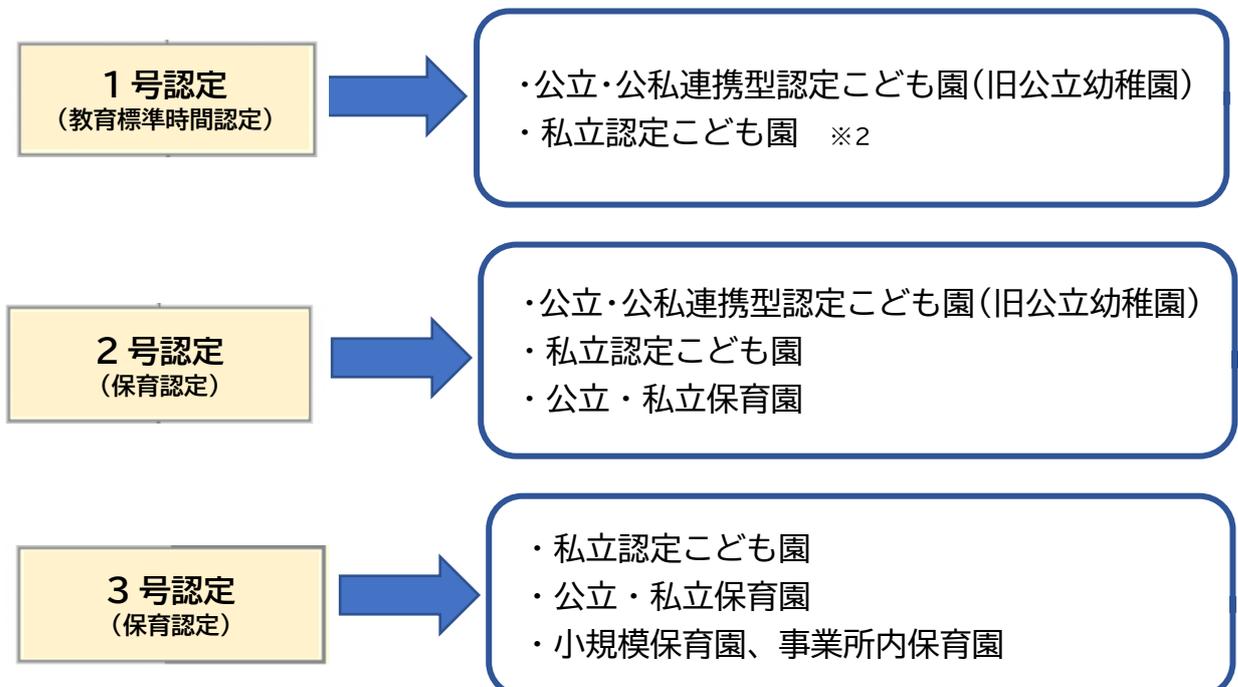
登録はこちら↑

認定区分と利用できる施設



※1 必要に応じて、一時預かりなどの子育て支援が利用できます。

◆利用できる施設



※2 牧港ひまわり幼稚園・みのり幼稚園も含まれます。

◇施設ごとの対象年齢や申込先は、「施設ごとの違い(p.6)」をご確認ください。

保育を必要とする事由

認可保育所等の利用にあたっては、保護者が毎年度「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。「2号・3号認定」を受けるためには、以下の認定事由が必要です。

	認定事由	具体的な状況	入所期間	保育必要量の認定区分
1	就労	月64時間以上の就労をしていること。(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働も含む。)	雇用期間	①標準時間認定: 月120時間以上の就労 ②短時間認定: 月120時間未満の就労
2	妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。	妊娠中から 生後5か月に 達する月末まで	標準時間認定
3	疾病・障がい	保護者が疾病若しくは負傷又は心身に障がい有して、児童の保育に支障があること。※	診断書・手帳の 期間に準ずる	申請内容により判断
4	介護・看護	親族を常時介護していること。※	診断書の期間 に準ずる	申請内容により判断
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっていること。	-	標準時間認定
6	求職活動	求職活動を行っていること。	3か月/年	短時間認定
7	就学	学校や職業訓練校等に通い、児童の保育に当たれない場合(自動車学校、短時間の習い事、通信教育、塾等は除く。)	在学期間	申請内容により判断
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	-	標準時間認定
9	育休	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	育休対象児童 が2歳になる 月末まで	標準時間認定 ※R8年4月より運用開始。 R7年度中は短時間になります。
10	市長が認める前各号に類する状態		-	申請内容により判断
11	その他	保護者が死亡、離別(別居)、行方不明等の場合	-	申請内容により判断

◆上記のいずれかを理由に入所した方で、入所期間後も継続を希望する場合は、期間満了日の属する月の24日までに保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要です。

その他変更についても毎月24日までに申請があった翌月から変更とします。

※疾病・障がい、介護・看護について、申請内容によっては保育所等へ入所できる基準を満たさない場合があります。詳しくはこども未来課へお問い合わせください。

※標準時間保育は11時間、短時間保育は8時間になります。

提出書類

※証明日から3か月以内の書類を提出してください。提出書類の年齢は令和8年4月1日時点の年齢をご記入ください。

※すべての書類はマイナポータルからオンラインでの提出が可能です(発達支援保育希望の場合は窓口での申請が必要です)。

申込者全員が申込時に必要なもの ※1号認定は★の提出が必要です。																					
<input type="checkbox"/> (必須)	①申請者(保護者)の本人確認書類																				
<input type="checkbox"/> (必須)	②教育・保育給付認定申請書 兼 入所等申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等)★ ※オンライン申請の場合提出不要																				
<input type="checkbox"/> (必須)	③確認事項チェックシート(表面)及び必要書類確認リスト(裏面) ※オンライン申請の場合提出不要																				
父 <input type="checkbox"/>	④「保育を必要とする事由」を証明する書類 ※父・母、それぞれ1部ずつ(必須) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">就労</td> <td>◆就労証明書 ※指定の様式 自営業等の方は、次の書類を提出がない場合基準点が下がります。 ① 【事業主の方】自営業開業届(1年以内)、営業許可証、直近の税申告書写し(いずれか一つ) ② 【自営業協力者の方】専従者給与支給の申告が確認できる書類 ③ 【家族従業員・三親等内の親族が経営する事業所勤務】直近のタイムカード、給与明細、給与振込が分かる通帳の写し(いずれか一つ) ④ 法人化している場合は就労証明書のみ</td> </tr> <tr> <td>求職中</td> <td>◆求職活動申立書※指定の様式</td> </tr> <tr> <td>妊娠中</td> <td>◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※分娩(予定)日が記載されているページ</td> </tr> <tr> <td>疾病</td> <td>◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式</td> </tr> <tr> <td>障がい</td> <td>◆障害者手帳の写し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">看護・介護</td> <td>◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式</td> </tr> <tr> <td>◆看護(介護)申立書 ※指定の様式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">就学</td> <td>◆在学証明書(在学期間が記載されているもの)</td> </tr> <tr> <td>◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)</td> </tr> <tr> <td>災害復旧活動中</td> <td>◆罹災証明書 ※指定の様式</td> </tr> <tr> <td>親子通園</td> <td>◆親子通園していることがわかる書類</td> </tr> </table>	就労	◆就労証明書 ※指定の様式 自営業等の方は、次の書類を提出がない場合基準点が下がります。 ① 【事業主の方】自営業開業届(1年以内)、営業許可証、直近の税申告書写し(いずれか一つ) ② 【自営業協力者の方】専従者給与支給の申告が確認できる書類 ③ 【家族従業員・三親等内の親族が経営する事業所勤務】直近のタイムカード、給与明細、給与振込が分かる通帳の写し(いずれか一つ) ④ 法人化している場合は就労証明書のみ	求職中	◆求職活動申立書※指定の様式	妊娠中	◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※分娩(予定)日が記載されているページ	疾病	◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式	障がい	◆障害者手帳の写し	看護・介護	◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式	◆看護(介護)申立書 ※指定の様式	就学	◆在学証明書(在学期間が記載されているもの)	◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)	災害復旧活動中	◆罹災証明書 ※指定の様式	親子通園	◆親子通園していることがわかる書類
就労		◆就労証明書 ※指定の様式 自営業等の方は、次の書類を提出がない場合基準点が下がります。 ① 【事業主の方】自営業開業届(1年以内)、営業許可証、直近の税申告書写し(いずれか一つ) ② 【自営業協力者の方】専従者給与支給の申告が確認できる書類 ③ 【家族従業員・三親等内の親族が経営する事業所勤務】直近のタイムカード、給与明細、給与振込が分かる通帳の写し(いずれか一つ) ④ 法人化している場合は就労証明書のみ																			
求職中		◆求職活動申立書※指定の様式																			
妊娠中		◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※分娩(予定)日が記載されているページ																			
疾病		◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式																			
障がい		◆障害者手帳の写し																			
看護・介護		◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式																			
		◆看護(介護)申立書 ※指定の様式																			
就学		◆在学証明書(在学期間が記載されているもの)																			
		◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)																			
災害復旧活動中		◆罹災証明書 ※指定の様式																			
親子通園		◆親子通園していることがわかる書類																			
世帯状況について該当する場合、提出が必要なもの																					
<input type="checkbox"/>	★ひとり親世帯 ※右の①～③のうちいずれか一つ ① 児童扶養手当受給者証または母子父子家庭医療費受給者証の写し ② 戸籍謄本の写し(受理証明書可)及び事実婚にない旨の申立書※指定の様式 ③ (離婚調停中の場合)公的機関が発行した離婚調停中であることがわかる書類																				
<input type="checkbox"/>	★障がい者がいる世帯 障害者手帳等の写し																				
<input type="checkbox"/>	★生活保護世帯 生活保護受給証明書																				
<input type="checkbox"/>	★令和7年(または令和8年)1月1日時点で住所が浦添市外にある保護者 ・令和7年1月1日時点で住所が市外→令和7年度所得課税証明書(4月～8月入所希望) ・令和8年1月1日時点で住所が市外→令和8年度所得課税証明書(9月～3月入所希望) ※転入前住所地において収入申告の手続きが必要です。 ・(国外就労の場合)W2等収入を証明する書類																				
<input type="checkbox"/>	就労時間が月120時間未満の方で、シフトや通勤時間等で標準時間認定が必要な保護者 ※勤務状況等を確認後、標準時間認定に変更できる場合があります。毎年度申請し認定を受ける必要があります。 保育時間申立書※指定の様式																				
<input type="checkbox"/>	★転入・転居予定の場合 ・転入予定証(市内の親族宅へ転入予定の場合)※指定の様式 ・住居に関する契約書の写し等転入・転居先住所が分かるもの																				
<input type="checkbox"/>	★申込児童のきょうだい私立幼稚園、児童発達支援等の施設、企業主導型保育施設等に在園している 令和8年4月以降の在園証明書または利用証明書																				
<input type="checkbox"/>	保育士等としての勤務実態がある場合 保育士証、幼稚園教諭等免許状、看護師免許証、子育て支援員研修修了証等資格を証明する書類の写し																				
その他該当する場合提出が必要なもの																					
<input type="checkbox"/>	★発達支援保育を希望 ※発達支援保育を希望する場合は、9/1～9/12の間に窓口での申請が必要です。 ①発達支援教育保育申請書 ②診断書又は特別児童扶養手当診断書の写し ※①②両方の提出必要																				
<input type="checkbox"/>	認可外保育園を利用中または一時預かりを月12日以上かつ64時間以上利用している。または転入予定で現在市外の認可園を利用している。 ※申込時点で就労、疾病障がい、看護介護、就学に該当している場合に限る 通園、利用していることがわかる書類(園名と児童名の記載がある月謝袋、契約書等の写し、領収書の写し等)																				

施設の種類



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設

- ・公立保育所
- ・私立保育園



保育所より少人数の単位で、0～2歳児の子どもを保育する施設

- ・小規模保育園
- ・事業所内保育園

※2歳児卒園時は、優先して入所調整を行います。



幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち地域の子育て支援も行う施設

- ・公立・公私連携型認定こども園（旧公立幼稚園）
- ・私立認定こども園

◆施設ごとの違い

施設の種類	保育所		地域型保育			認定こども園	
	公立 保育所	私立 保育園	小規模 保育園	事業所内 保育園※2		公立・公私連携型 認定こども園 (旧公立幼稚園)※3	私立認定 こども園
				地域枠	従業員枠		
対象年齢※1	0～5歳	0～5歳	0～2歳		3～5歳	0～5歳※4	
認定	2・3号	2・3号	3号		1・2号	1・2・3号※4	
申込先	こども未来課			施設	こども未来課	1号:各施設 2・3号:こども未来課	
支払先	保育料	市	各施設	各施設		なし	各施設
	給食費	市	各施設	なし	なし	p.7参照	

※1 認可保育所等の0歳児受入可能月齢は生後5か月からとなります。

※2 事業所内保育園は、もこもこ保育園のみとなります。

※3 公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)は、原則徒歩での通園となります。

※4 施設によって異なる場合があります。詳しくは、p.29～34を参照してください。

公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)

○公立・公私連携型認定こども園は、小学校に併設する幼稚園から認定こども園へ移行した施設です。

公立:市が運営を行う施設です。

公私連携:市と協定を締結した法人が運営を行う施設です。

施設の種類	公立認定こども園	公私連携型認定こども園
施設名	浦添こども園 内間こども園 牧港こども園 当山こども園	仲西こども園 神森こども園 港川こども園 前田こども園 浦城こども園 沢岬こども園 宮城こども園
給食費等支払先	市	各施設

○1号認定の申し込みが受け入れ枠を上回った場合抽選となります。選考では、校区内(小学校に準ずる)の児童が優先です。

○校区外のこども園を希望する場合の選考は、2次選考から対象となります(申し込み状況により判断しますが、定員に空きがある場合は入園も可能です)。ただし、入学する小学校は、校区に基づき指定されますので、校区外の公立・公私連携型認定こども園への入園を希望される場合は、その点ご留意の上お申し込みください。

○車の乗り入れができないため、原則徒歩での登園をお願いしています。

○調整区域にお住いの方で公立・公私連携型認定こども園を希望される方は事前に申し出てください。

○1号認定の給食費は、土曜日や夏休み等を除いた年間経費を12か月で除しています。

校区の確認はこちら



◆費用

○給食費は世帯によって異なりますので、p.11を参照してください。

認定	一時預かり保育		延長保育
1号認定	平日	(月～金)14:15～18:15 ・一時預かり保育料 400円 ・おやつ代 50円	時間外保育の利用 (月～金)18:15～19:15 ・延長保育料 300円 ※月額なし
	休業日※	・一時預かり保育料 1日利用:800円/半日利用:400円 ・給食費 250円/おやつ代 50円	
2号認定 (標準時間保育)	—		(月～金)18:15～19:15 日額:300円/月額:3,000円
2号認定 (短時間保育)	—		(月～金)16:15～19:15 1時間:日額 250円/月額:2,500円 2時間:日額 500円/月額:3,500円 3時間:日額 800円/月額:5,500円

※休業日 … 土曜日や長期休暇(夏休み等)

公立保育所

公立：市が運営を行う施設です。

施設の種類	公立保育所
施設名	大平保育所 内間保育所 宮城ヶ原保育所
保育料・給食費等支払先	市



◆費用

○保育料や給食費は世帯によって異なりますので、[p.10](#)、[11](#)を参照してください。

認定	延長保育
2号・3号認定 (標準時間保育)	(月～金)18:15～19:15 ・日額:300円/月額:3,000円
2号・3号認定 (短時間保育)	① 30分延長または1時間延長 →日額:250円/月額:2,500円
	② 2時間延長(18時15分から19時15分までを含まない) →日額:500円/月額:3,500円
	③ 2時間延長(18時15分から19時15分までを含む) →日額:550円/月額:4,000円
	④ 3時間延長(18時15分から19時15分までを含まない) →日額:750円/月額:5,000円
	⑤ 3時間延長(18時15分から19時15分までを含む) →日額:800円/月額:5,500円
	⑥ 4時間延長 →日額:1,050円/月額:6,500円

○決められた利用区分以外の時間で保育所を利用する場合、延長保育料が発生します。

○生活保護世帯は延長保育料の徴収はありません。

○公立・公私連携型こども園以外の延長保育料は、各施設にお問い合わせください。

	7:15	8:15	9:15	16:15	17:15	18:15	19:15
短時間(8:15～:16:15)		延長保育 250円	保育短時間(8時間)		延長保育 250円	延長保育 250円	延長保育 300円
短時間(9:15～:17:15)		延長保育 250円	延長保育 250円	保育短時間(8時間)		延長保育 250円	延長保育 300円
標準時間	保育標準時間(11時間)						延長保育 300円
	開所時間						時間外

保育料・給食費の算定方法

保育料または給食費は世帯(原則として父母の合計)の市民税所得割額と世帯の状況をもとに、算定します。

■市民税の所得割額の確認方法

- ・特別徴収(会社員等)の場合は、【特別徴収税額通知書】でご確認ください。
- ・普通徴収(自営業等)の場合は、【市民税・県民税・森林環境税納税通知書】でご確認ください。
- ・マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルでもご確認できます。

注意！

※算定にあたっては、税額控除の「寄付金控除額」、「住宅借入金等特別控除額」、「配当控除額」、「電子証明(e-tax)等特別控除額」、「外国税控除額」は控除対象外となります。

■幼児教育・保育の保育料の無償化について

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス以上の全世帯と0～2歳児クラスの非課税世帯の保育料は無料です。

ただし、給食費の実費負担が発生します。給食費は、p.11を参照してください。

※1・2・3号いずれの場合も、延長保育料は無償化の対象外となりますので、ご注意ください。

■非課税世帯で祖父母等と同居している方

非課税世帯(2階層)で祖父母等と同居していて、父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合、祖父または祖母等を家計の主たる生計者として、保育料等を決定します。なお、父母の収入には、公的な手当や養育費も含まれます。養育費を受けている場合は、その金額も含めますので昨年中に受け取った養育費の金額がわかる書類の提出が必要となります。

■保育料・給食費の決定時期(4月・9月)

☆毎年9月が保育料・給食費の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和7年度の市町村民税に基づく保育料
(令和6年中の収入等)

令和8年度の市町村民税に基づく保育料
(令和7年中の収入等)

■注意事項

・ひとり親世帯・障がい者世帯軽減適用は、届出のあった翌月からとなります。

※保育料等に変更がない場合がありますので、ご了承下さい。

・修正申告等で税額に変更があった場合、当年度に限り遡って再算定を行います(保育料のみ)。

・給食費は原則遡って再算定することはありません。

事実婚又は虚偽の申立等が判明した場合、遡って保育料等の見直し・納付をすることになります。

保育料基準額表

階層	区分		月額保育料【3号認定】				
			標準時間		短時間		第3子以降
			第1子	第2子	第1子	第2子	
1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円
3	市民税所得割課税額	※ひとり親・障がい者世帯	9,000円	0円	9,000円	0円	0円
		48,600円未満	15,000円	7,500円	14,740円	7,370円	0円
4		※ひとり親・障がい者世帯 77,101円未満	9,000円	0円	9,000円	0円	0円
		97,000円未満	25,000円	12,500円	24,570円	12,280円	0円
5		169,000円未満	36,000円	18,000円	35,380円	17,690円	0円
6		301,000円未満	45,000円	22,500円	44,230円	22,110円	0円
7		397,000円未満	55,000円	27,500円	54,060円	27,030円	0円
8		397,000円以上	65,000円	32,500円	63,890円	31,940円	0円

※市民税所得割課税額が発生していない（0円）場合でも、保護者どちらか一方に均等割（市：3,500円・県：1,500円）が発生している世帯については、課税世帯として3階層になります。

ひとり親世帯等の保育料軽減

◇ひとり親世帯(現に児童を扶養していて事実婚のない世帯)

⇒「児童扶養手当受給者証」の写し、「母子及び父子家庭等医療費受給者証」の写しまたは「戸籍謄本(離婚日の記載があるもの)+事実婚のない旨の申立書」のうちいずれか1つを提出。

◇障がい児(者)のいる世帯(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの、特別児童扶養手当・障害基礎年金等の受給者のいる世帯)

⇒上記の手帳、受給者証のうちいずれか1つを提出。

給食費について

2号認定のお子様の給食費(主食費+副食費)は、保護者負担となります。お支払いは各園へお願いします(公立以外)。1号認定の給食費は、土曜日や夏休み等を除いた年間経費を12か月で除いています。

◆主食費…ごはん代 ◆副食費…おかず代

■給食費の免除制度について

給食費の副食費が免除になる世帯(階層)があります。下記の表でご確認ください。

2号認定の子ども ※ は副食費免除となる範囲

階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層 ～ 第4階層(57,700円未満) ひとり親世帯等(77,101円未満)	主食費	主食費	主食費
第4階層(57,700円以上) ～ 第8階層	主食費+副食費	主食費+副食費	主食費

1号認定の子ども ※ は副食費免除となる範囲

階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層 ～ 第3階層(77,101円未満)	主食費	主食費	主食費
第4階層 ～ 第5階層	主食費+副食費	主食費+副食費	主食費

■給食費

施設種別	主食費	副食費	合計
公立保育所	700円	5,300円	6,000円
公立および公私連携型 認定こども園(1号)	500円	4,500円	5,000円
公立および公私連携型 認定こども園(2号)	700円	5,300円	6,000円
私立(法人)保育園	700円	5,800円	6,500円
私立認定こども園(1・2号)	各園で異なります。		

多子世帯の負担軽減

多子世帯の負担軽減のため、同一世帯の就学前児童が認定こども園、保育所等に入所している場合、または児童発達支援等の施設(一部対象外施設があります。)や企業主導型保育施設を利用している場合は軽減対象となります。多子軽減として第2子は半額、第3子以降は無償になります。世帯状況などでも多子のカウント方法が異なりますので、下記をご確認ください。

【2.3号認定】

《市民税所得割額 57,700 円未満の多子世帯》

市民税所得割合算が 57,700 円未満(第3階層から第4階層の一部)の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子を半額、第3子以降は無償となります。

※保護者と生計を一にし、保護者に看護・保護されている者もカウントに含む(特定被監護者等)

《市民税所得割額 77,101 円未満のひとり親・障がい者世帯》

市民税所得割合算が 77,101 円未満(第3階層から第4階層の一部)のひとり親・障がい者世帯の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、**第2子以降は無償**となります。

【1号認定】

第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢は、小学校3年生までとなります。

【多子カウントの参考例】

認定	市民税所得割額	1歳児 	3歳児 	5歳児 	小学3年生 
2・3号	57,700 円未満 (ひとり親・障がい者世帯 77,101 円未満)	第4子	第3子	第2子	第1子
	57,700 円以上	第3子	第2子	第1子	カウントなし
1号			第3子	第2子	第1子

※認可園に2人以上在園している場合は、届出の必要はありません。

※私立幼稚園、児童発達支援等の施設、企業主導型保育施設等の施設に入園、または利用している場合は、令和8年4月以降の在園証明書や利用証明書の提出が必要です。

※在園証明書等の提出があった場合、入園月(年度内に限る)に遡って保育料を変更します。

税情報が確認できない場合について

※保育料等算定時に税情報が確認できない場合は、保育料等が仮算定となり、暫定的に最高階層となります。

(1)当該年の1月1日時点で浦添市外に住所があった方

保育料等を算定するためにいずれかの書類をご提出ください。

① マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票など)

マイナポータルから前住所地の課税情報を照会し保育料を算定します。

ただし、次の場合は情報照会ができないため所得課税証明書の提出をお願いします。

i 転入前に未申告だった方

ii 住民基本台帳における情報取得の制限をかけている方

② 所得課税証明書(控除額等が省略されていないもの)

③ 国外就労の場合年間収入を証明する書類

収入を日本円に換算し、保育料等を算定します。

(2)収入申告が未申告の方

市民税課での申告が必要になります。扶養に入っている方でも、就労して収入のある場合は必ず申告をしてください。(扶養に入っている方で収入が0円の場合は、申告の必要はありません。※扶養者が浦添市在住に限る)

※仮算定後の保育料については、前年度課税情報については4月、当年度課税情報については9月に遡って正しい保育料算定を行います。

※保育料が増額となった場合、納付済の保育料との差額分を納付書で納めていただきます。

保育料が減額となった場合、その差額分は原則として翌月以降の保育料に充当されます。

申告についてのお問い合わせ【浦添市役所 2階 市民税課 TEL:098-876-1275】

保育料・給食費の滞納について

保育料・給食費は、大事なお子様を安全・安心にお預かりするために必要となる経費に充てていますので、保育運営に支障がでないよう、**期限内の納付**をお願いします。

保育料等の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、保育所等入所基準表で**減点の対象**となります。

※事情により保育料・給食費の納付が厳しい場合は、速やかにご相談ください。

児童手当からの申出徴収

児童手当から未納分の保育料・給食費(分割もしくは全額)へ充てることができます。

※少額から可能です。

注意

納付や納付相談(分割納付)にも応じない世帯は、差し押さえ等の滞納処分を行う場合があります。

保育料の納付について

市徴収の保育料・給食費は、当月分を毎月 15 日(土日祝にあたる場合は翌営業日)に口座振替します。↳ p.6 をご確認ください。

◆Web 口座振替受付サービス(新規・変更口座振替希望者向け)

保育所保育料等の口座振替の受付をスマートフォン等を利用して受付するサービスです。

※市徴収の保育料・給食費のみ対象となります。

＼ 早速はじめよう ／

スマートフォンやパソコンから
【口座振替】の申し込みが
簡単です！！

WEB 口座振替



メリット 1

いつでもどこでも手続き可能！！

メリット 2

申込書も印鑑も不要！！

メリット 3

即時の登録完了！！

◆取扱金融機関(県内金融機関)

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、ゆうちょ銀行

注意事項！！

- ・すでに口座振替にて納付している場合は新たな手続きは不要です。別の口座から振替を希望する場合は新たに手続きが必要です。
- ・口座振替の場合、領収書は発行されませんので振替(振込)内容は通帳にてご確認ください。
- ・口座振替を停止・廃止する場合は、このサービスでのお申込みはできません。各金融機関の窓口で手続きをお願いします。

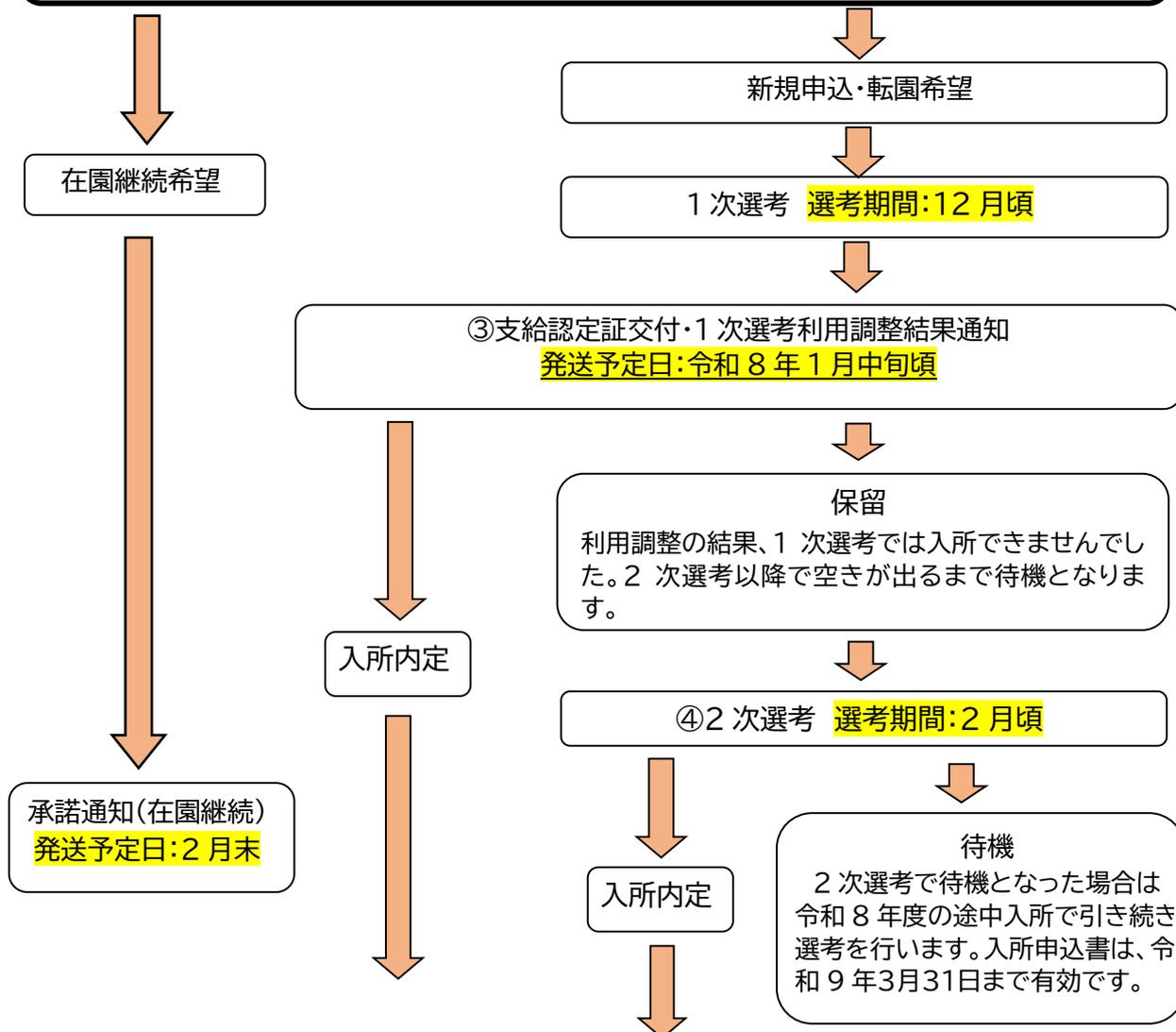
保育所等入所までの流れ(一斉入所 4月から新規入園・継続)

①希望施設の見学・こども未来課への相談 **期間の目安:9月中**

- ・見学は直接各施設へお申し込みください。
 - ・保育所等の教育・保育方針や場所・環境を確認し、利用可能な保育所等を選びましょう。
- (内定辞退についてp.22も参照してください。)

②認定申請・入所申込 **受付期間:10月6日~10月24日**

- ・必要書類は全て揃えて提出してください。不備がある場合は受付できません。



⑤健康診断・面接 **1月中旬~2月下旬頃**

「健康診断書」、「内定通知書」を一緒に郵送します。かかりつけの病院等で健康診断を受けて、面接の日に保育所等に「健康診断書」を提出してください。

⑥保育の利用開始 **4月1日~**

面接終了と健康診断書等の確認後、集団保育が可能と判断されたときは、保育の利用開始。

令和 8 年度途中における保育所等入所について

① 希望施設の見学・こども未来課への相談

- ・見学は直接各施設へお申し込みください。
 - ・保育所等の教育・保育方針や場所・環境を確認し、利用可能な保育所等を選びましょう。
- (内定辞退についてp.21 も参照してください。)

① 新規申込み受付

p.17 の申込締切日までに、保育所等入所申込にかかる書類一式をこども未来課へ提出してください。

② 受入れ可能児童数確認・希望園の変更受付

各月の申込締切日の 1 週間前に、浦添市 HP にて受入可能児童数が確認できるようになります。

(例:6 月 1 日入所希望の場合、4 月末頃に受入可能児童数を確認できます。)

希望園を変更したい場合は、申込締切日までに、希望園変更届をこども未来課に提出してください。

(オンライン申請可)※電話での希望園変更受付不可。

※受入可能児童数は、状況により変更になる可能性があります。ご了承ください。

※年度途中の転園を希望される場合は、転園希望先に待機児童及び新規申込者がいない場合のみの選考となります。新規申込受付締切日までに、保育所等入所申込にかかる書類をこども未来課へ提出してください。

③ 選考開始

浦添市保育所等入所基準表に基づき、点数化します。

内定

選考期間中に決定次第、内定者にはお電話にてご連絡します。

保留

引き続き選考を行います。入所申込書は、令和 9 年 3 月 31 日まで有効です。新規申込で「待機児童」となる方につきましては、選考終了後1度のみ保留通知送付。

④ 健康診断・保育所との面接

内定後、入所までの間に健康診断を受けていただき、内定園との面接を行います。

※健康診断書の様式は、浦添市 HP からダウンロードできます。

⑤ 翌月1日から保育所入所

入所決定後、入所承諾通知をお送りします。

令和 8 年度 保育所等入所のスケジュール

入園希望日	申込受付開始日	申込締切日	選考期間	
4月1日	10月6日(月)	10月24日(金)	p.15 参照	
	上記期間外※ 10月25日(土)	上記期間外※ 2月27日(金)	3月2日(月)～ 3月31日(火)	
5月1日	3月2日(月)	4月3日(金)	4月6日(月)～ 4月17日(金)	
6月1日		4月30日(木)	5月1日(金)～ 5月15日(金)	
7月1日		5月29日(金)	6月1日(月)～ 6月12日(金)	
8月1日		6月30日(火)	7月1日(水)～ 7月10日(金)	
9月1日		7月31日(金)	8月3日(月)～ 8月14日(金)	
10月1日		8月31日(月)	9月1日(火)～ 9月11日(金)	
11月1日		9月30日(水)	10月1日(木)～ 10月16日(金)	
12月1日		10月30日(金)	11月2日(月)～ 11月13日(金)	
1月1日		11月30日(月)		12月1日(火)～ 12月18日(金)
2月1日				
3月1日				

※上記期間外 …… 一斉入所申込期間終了後に申込みをした場合、3月以降の選考となります。

※待機証明書の発行は、選考期間終了後になります。申込みをしていない場合、発行はできません。

■一斉入所期間の転園選考について

- ・転園の申込は、現在浦添市内の保育施設に在園中の児童が、浦添市内の他の施設を希望する場合に必要な手続きです。転園を希望される場合は、新規の申し込みと同様に入所申込書類にて点数での選考を行います。
- ・転園の意思がなくなった場合は、こども未来課までご連絡ください。
- ・令和 8 年 4 月 1 日申込から 1 次選考で保留となった場合は在園している園での進級となります。2 次選考以降は在園保障が無くなるため内定にならないかぎり待機となります。

令和 8 年4月入園の申込後の変更(希望園変更、申込取下、内定辞退)

入園申し込み後の変更をする場合に提出が必要な書類について

変更手続きは電話で受け付けできません。オンライン申請または窓口で期限内に提出してください。変更後の「保育を必要とする事由」に当てはまる書類が必要です。詳細については、p.4 をご確認ください。

(1)保護者の状況に変更がある場合について

保護者の状況等に変更がある場合には、速やかにこども未来課へご連絡ください。保育を必要とする要件がない場合(仕事を退職していた等)、保護者からの申し出(追加資料の提出)があるまで入所選考の対象になりません。追加書類漏れにはご注意ください。

保育所等内定後に提出された書類の内容と異なる状況である場合は、再選考を行います。再選考後に内定取消となることがあります(再選考例:就労時間や就労日数に変更となり、基準点が下がる場合など)。

(2)希望園の変更について

申込書提出後の希望園変更は10月24日(金)まで受け付けます。「希望園変更届」の提出が必要です(オンライン申請可。電話での変更不可)。ただし、内定・不承諾の通知が届いて希望園に内定できなかった場合には、2次選考時の希望園の変更が可能です。詳細については、内定・不承諾通知に同封している書類をご確認ください。

※一斉入所申込受付期間内に申し込んだ方には、内定・不承諾いずれの場合も郵送にて結果をお知らせします。(令和 8 年 1 月中旬頃発送予定)

(3)保育施設等の利用内定を辞退したい場合

利用内定した後に、利用を辞退する場合はすみやかに「保育所入所内定辞退書」の提出が必要です。(オンライン申請可) ※内定辞退についてはp.22 もご確認ください。

(4)保育施設等の利用申込を取り下げたい場合

保育施設等の申込みが必要なくなった場合に「保育所入所申込取下書」を提出する必要があります。(オンライン申請可)

※申込取り下げ後は、「待機証明書」、「支給認定証、教育・保育給付認定通知書」等の証明書が発行できません。

※取り下げた後に再度保育施設等の利用を希望される場合は新たに申込手続きが必要となります。

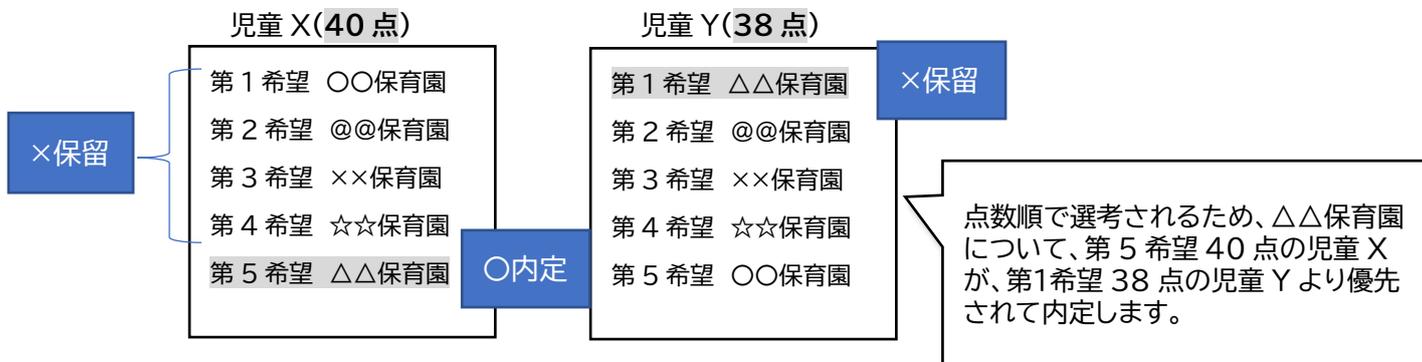
(5)「希望する施設に入所できない場合は育児休業延長も許容できる」にチェックした人で、チェックを取り下げたい場合

オンライン申請または窓口にて「世帯状況変更届」の提出が必要です(電話での変更不可)。

利用希望園選択のポイント

～選考は次のように行われます～

① 選考は、点数が高い順→希望する順位が高い順で行われます。



② 4月入所分一次選考は「第1希望」から「第5希望」までの園で実施します。

第5希望まですべて埋めて、「希望園以外の保育所(園)で空きがある場合」で「希望する」を選択した場合でも、第5希望までで内定しなければ、1月に送付する通知書では「保留」となり、小学校区内に空きがある場合の案内は、二次選考からとなります。

この場合でも第5希望までの園に内定しなければ「保留」となります。

第1希望 ○○保育園
 第2希望 △△保育園
 第3希望 ××保育園
 第4希望 ※※保育園
 第5希望 ☆☆保育園
 希望園以外の保育所(園)で空きがある場合※小学校区内の園
希望する

③ 受け入れ枠は選考直前まで変動します。受付期間中に受け入れ枠がない場合でも、選考直前で受け入れ枠が発生する場合があります。

② のとおり、選考は「第1希望」から「第5希望」までに記載した園を対象に実施します。きょうだいがすでに在園している等の理由でどうしても入りたい園がある場合は、受け入れ枠がない場合でも記載していれば入所できる可能性があります。

(例)兄が○○保育園に在園しており、1歳の妹を○○保育園に出来れば入所させたいが、受け入れ枠が0の場合

市ホームページ 1歳児受け入れ枠	
○○保育園	0
△△保育園	3
××保育園	5
※※保育園	3
☆☆保育園	5
@@保育園	12
...	

○○保育園に入りたいけれど...

パターン1 ○○保育園へ出来るだけ入所したい場合

第1希望 ○○保育園
 第2希望 @@保育園
 第3希望 ××保育園
 第4希望 ☆☆保育園
 第5希望 △△保育園
 希望園以外の保育所(園)で空きがある場合※小学校区内の園
希望する

この場合、○○保育園で選考が行われ
ない可能性が高いですが、急遽○○
保育園の受け入れ枠が発生した場
合には、選考対象に上がり入所
できる可能性があります。

パターン2 ○○保育園へ出来るだけ入所したいが、認可園の入所も強く希望する場合

第1希望 @@保育園
 第2希望 ××保育園
 第3希望 ☆☆保育園
 第4希望 △△保育園
 第5希望 ○○保育園
 希望園以外の保育所(園)で
空きがある場合※小学校区内の園
希望する

この場合、募集人数が多い園から希望
して認可園入所の可能性を高めつつ、
○○保育園で受け入れ枠が発生した場
合にも備え、第5希望で○○保育園を
希望しています。

↓別の児童X

第1希望 @@保育園
 第2希望 ○○保育園
 第3希望 ××保育園
 第4希望 ☆☆保育園
 第5希望 △△保育園
 希望園以外の保育所(園)で空き
がある場合※小学校区内の園
希望する

第1希望 @@保育園
 第2希望 ××保育園
 第3希望 ☆☆保育園
 第4希望 △△保育園
 第5希望 ○○保育園
 希望園以外の保育所(園)で空き
がある場合※小学校区内の園
希望する

同じ点数、同じ世帯状況の児童Xが
いる場合、希望順位が高い児童から
選考されるため、○○保育園を第2
希望にしている児童Xが優先して
選考されます。

パターン3 認可園入所を強く希望する場合

第1希望 @@保育園
 第2希望 ××保育園
 第3希望 ☆☆保育園
 第4希望 △△保育園
 第5希望 ※※保育園
 希望園以外の保育所(園)で空き
がある場合※小学校区内の園
希望する

この場合、○○保育園に受け入れ
枠が発生したとしても、○○保
育園に入所できませんが、受け
入れ枠がある園のみ希望してい
るため他の認可園で入所でき
る可能性が高まります。



重要



～ 入所申込に関する主な変更点 ～ (令和8年4月以降)

① 地域型保育事業(小規模保育園、事業所内保育園)の卒園児が連携施設

を希望する場合の加点の新設

地域型保育事業の卒園児が連携施設への入所を希望する場合には、連携施設以外の保育所等を希望する場合よりも、さらに高い加点(優先)をして連携施設への入所選考を行います。

地域型保育事業によって連携施設が異なりますので、認可保育所等一覧(p.29～34)をご確認ください。

※定員の空き状況によっては、必ず入所ができるわけではありませんのでご了承ください。

※連携施設以外の保育所等を希望する場合についても、これまでと同様に加点があります。

② 育児休業中の要件に係る保育時間の変更

育児休業取得中に既に保育所等を利用しているお子さんについて、継続して利用する必要がある場合の認定事由における保育時間(保育必要量)が「保育短時間(1日8時間まで)」から「保育標準時間(1日11時間まで)」に変更となります。(p.4)

※「保育短時間」を希望することも可能です。

※保護者のいずれかが「保育短時間」に該当する場合は、「保育短時間」となります。(p.4)

③ 育児休業給付金受給中または申請予定の方へ (令和7年4月から変更)

令和7年4月1日から育児休業給付金延長の申請の際に、保育所等入所申込書の写しの添付が必要となっています。給付金申請予定の方は、オンライン申請後に登録メールアドレスへ送付される申請内容確認メールがその写しとなりますので大切に保管してください。

制度改正の詳細は厚生労働省 HP をご覧ください。



育児休業給付金の支給対象期間
延長手続き(厚労省 HP)

～ 内定辞退減点について ～

令和7年度入所分から、第1希望園から第5希望園までの園で内定辞退した場合、その後に行われる選考から1点減点します。

内定辞退については、その児童が内定していなければ内定できた児童が、保留またはすでに別の希望順位が低い園で内定している場合がある等、適正な選考の妨げとなっていました。

また、内定辞退してもすでに他の園の受け入れ枠がない場合がほとんどで、結果としてどの園にも入所できないことも想定されます。

内定辞退減点を導入した趣旨と前述の選考方法について十分にご理解いただき、「どの園でもいいから必ず認可園にいきたい」「この園以外は希望しない」等、世帯の希望に合った希望園選択を行なってください。

(内定減点の例)

①一次選考で第3希望の園に内定→内定辞退

→二次選考から1点減点

②第1希望から第5希望までの園以外の小学校区内の園に内定→内定辞退

→減点はありません。

③兄転園希望、弟新規申込で、別々の園に内定したので兄の内定辞退

→兄のみ1点減点(転園希望で保留になった場合、一次選考までは在園保障があります)

内定辞退を避けるため出来るだけ事前に希望園見学を行ってください

①内定辞退で一番多い理由は「保育方針が合わない」です。希望園は出来るだけ見学し、保育方針や園の雰囲気是直接確認することをお勧めします。

②特にお子さんの食物アレルギーや発達について気になる場合は、その園の食物アレルギーの対応範囲や、発達支援保育の対応状況を確認することが重要です。



令和8年度 浦添市保育所等入所基準表

基本点数	類型	保護者の状況		点数		
		細目		父	母	
		態様	就労時間			
基本点数	就労	(1) 月に64時間以上労働することを常態とする場合 (次項に該当する場合を除く。)	月160時間以上	20	20	
			月140時間以上160時間未満	18	18	
			月120時間以上140時間未満	16	16	
			月100時間以上120時間未満	14	14	
			月80時間以上100時間未満	12	12	
			月64時間以上80時間未満	10	10	
		(2) 自営業主、自営業専従者、家族従業者、三親等内の親族が自営業主である事業所で勤務する者のうち、開業届、税申告書等の準証資料の提出がない場合	月160時間以上	14	14	
			月140時間以上160時間未満	13	13	
			月120時間以上140時間未満	12	12	
			月100時間以上120時間未満	11	11	
	就学・職業訓練	学校等に在学している、又は職業訓練を受けている場合		就労(1)の基準に準ずる	就労(1)の基準に準ずる	
				8	8	
	求職	求職活動を行っている場合		8	8	
				12(多胎児の場合18)	12(多胎児の場合18)	
	妊娠・出産	妊娠中から産後5か月を経過する日の翌日が属する月の末日までの間にある場合 ※就労等の他の要件にも該当する場合は、点数の高い方とする。		12(多胎児の場合18)	12(多胎児の場合18)	
				12(多胎児の場合18)	12(多胎児の場合18)	
	疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	日常生活	入院(1か月以上)又は常時寝たきりの状態で子どもの世話をすることができない場合	20	20
				おおむね6か月を超える長期的治療を要し、日常生活及び子どもの世話に支障がある場合	18	18
				おおむね3～6か月間の治療を要する場合	14	14
			社会生活	著しい制限あり	3	3
一部制限あり				1	1	
特に制限なし				0	0	
障がい者		身体障害者手帳1級若しくは2級該当者、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級該当者又は療育手帳A1、A2若しくはB1該当者の場合	身体障害者手帳3級該当者、精神障害者保健福祉手帳3級該当者又は療育手帳B2該当者の場合	18	18	
			身体障害者手帳4級該当者の場合	16	16	
				20	20	
				20	20	
介護・看護(※1)	居宅内要介護者の付添い	生活全般において、全面的な介助が必要な場合	20	20		
		排せつ、入浴等の多くの日常の行為に全面的な介助が必要な場合	18	18		
		起き上がり、寝返り等が自分ではできず、排せつ、入浴等に介助が必要な場合	15	15		
		起き上がり、寝返り等が自分では難しい。排せつ、入浴等の一部又は全部の介助が必要な場合	13	13		
		立ち上がり又は歩行が安定しない。排せつ、入浴等の一部の介助が必要な場合	10	10		
			20	20		
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20	20		
			20	20		
虐待・DV	虐待又はDVのおそれがあり、児童相談所等からの意見書により、社会的養護の必要があると認められる場合		適宜(※2)	適宜(※2)		
			20	20		
			18	18		
			14	14		
その他	親子通園	週5回	20	20		
		週4回	18	18		
		週3回	14	14		
	両親の不在の場合		46	46		
調整点数	就労の状況	育児休業取得前に在園していた者で、退後後、職場復帰に伴い利用を希望する場合	1	1		
		沖縄本島内の認可保育所等若しくは市内の認可外保育施設の保育士又は市内の認可保育所等の特例的運用保育士(幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭に限る。)として勤務している又は勤務(復職)する予定の場合(新規の申込みに限る。)	適宜(※2)	適宜(※2)		
		希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長を許容できる場合	-300	-300		
	世帯の状況	母子世帯、父子世帯又はこれに準ずる世帯の場合	単身赴任世帯の場合(沖縄本島外に限る。)	26	26	
			生活保護世帯の場合	3	3	
			生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(※3)	1	1	
			前年度又は現年度において、申込児童又はその兄弟姉妹の保育料又は給食費に滞納がある場合(現年度の保育料及び給食費については、納付期限から3か月以上経過した場合に限る。)	-10	-10	
	児童の状況	申込児童が保育所等に在園していない場合で、兄弟姉妹が在園している保育所等の利用を希望するとき(兄弟姉妹が卒園又は転園の申込みをする場合を除く。)	申込児童が多胎児の場合	3	3	
			兄弟姉妹と同一の保育所等の利用を希望する場合(兄弟姉妹が新規又は転園の申込みをする場合に限る。)	2	2	
			申込児童が障がい有する場合	1	1	
				適宜(※2)	適宜(※2)	
	在園の状況	小規模保育事業等を卒園する児童で、連携施設を希望する場合	小規模保育事業等を卒園する児童で、連携施設以外を希望する場合	450	450	
			申込児童及び兄弟姉妹が別々の保育所等に在園する場合で、兄弟姉妹が在園する保育所等へ転園(4月入所に限る。)を希望するとき(兄弟姉妹が卒園又は転園の申込みをする場合を除く。)	300	300	
			認可外保育施設の認可移行に際して移行前かが在園している場合	5	5	
			基準以上の就労その他保育を必要とする要件があり、市内の認可保育所等以外の保育施設(職場の託児所を含む。)に常態的に預けていて、確認できる資料がある場合	3	3	
			1	1		
その他	希望する保育所等の利用の内定を辞退した場合(利用を希望した月の属する年度に限る。)	-1	-1			

※1 介護・看護については、付添い等の実態に基づき、利用調整を行う際に、点数を調整することができる。

※2 「適宜」については、児童福祉の観点及び世帯状況から優先度を判断する。

※3 生計中心者とは、同一生計内において当該年度又は前年度の所得額が高い者とする。

備考

- 1 利用調整は、保護者それぞれの保育を必要とする事由に応じた基本点数及び調整点数を合計した点数により行うものとする。
- 2 基本点数において、複数の類型に該当する場合は、点数が高い方を採用するものとする。

【選考方法】

申込締切日までに提出された申込書や保育の必要性を証明する書類を基に、以下の手順で選考を行います。

- ① 「保育所等入所基準表」に基づき、世帯ごとに「基本点数」を付けます。
- ② ひとり親世帯などの事情がある場合は「調整点数」を加算します。
利用調整点数＝基本点数（父）＋基本点数（母）＋ 調整点数
- ③ 基本点数と調整点数の合計が高い順番に並べられます。同一点数の場合は以下の「優先事項」に基づき順位が決定されます。
- ④ 順位が高い方から希望園に空きがあるかどうかを希望順位に沿って確認し、空きがあれば内定となります。

【優先事項】

- 1 点数が同じ場合は、以下の順序で優先します。
 - (1) 要件が「災害復旧」の場合
 - (2) 要件が「死亡・不存在」の場合
 - (3) 要件が「疾病・障害等」の場合
 - (4) 要件が「介護・看護」の場合
 - 2 点数及び上記1の要件が同等である場合は、以下の順序で優先します。
 - (1) ひとり親・里親世帯（離婚調停中も含む。）
 - (2) 単身赴任・別居中の世帯（沖縄本島外に限る。）
 - (3) 同居者に身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳A1・A2・B1のいずれかの該当者がいて、日常的に介護している世帯
 - (4) きょうだい分を含め、保育料等の滞納がない、または児童手当からの徴収申出を行っている世帯
 - (5) 18歳以下の子どもが多い世帯
 - (6) 保育料の階層が低い世帯
 - (7) 常態的に認可外施設に預けている世帯
 - (8) 希望順位が高い世帯
 - (9) 就労時間が8：00～18：00以外の時間帯で勤務している世帯
 - (10) 勤務地が遠い世帯（①近隣自治体以外、②近隣自治体（那覇市、宜野湾市及び西原町）、③浦添市内の順に優先する。）
- ※ 2の(9)及び(10)については、要件が「就学・職業訓練」に該当する場合においても準用する。

※注意

基本点数、調整点数、優先事項は、利用希望月の申込締切日を基準日とし、基準日の状況が利用希望月まで引き続いているものとして決定します。そのため、利用希望月までに状況が変わり、点数などが変更となる場合は、内定の取消し又は退園となることがあります。ご家庭の状況に変更があった場合は必ず届出を行ってください。

入園後の変更(家庭状況の変更、転園、退園)

(1)家庭状況の変更について

家庭状況の変更があった場合は、所定の様式をこども未来課まで提出してください。

入園後に出産、育児休業、転職、退職など家庭の状況や職務の状況に変更があった場合は書類の提出が必要です。変更する内容によっては添付書類が異なりますので下記を参考の上手続きをお願いします。

※電話での受付はできません。オンライン申請または窓口でご提出ください。

※「期間入所誓約書」を提出していただく場合があります(要件:求職、育休等)。窓口で直接提出する方は、その際に期間入所誓約書を記入してもらうので事前の準備は不要です。(オンライン申請可)

※期間入所誓約書の保育所入所期間については、p.4 を参考にしてください。

(2)婚姻、離婚や生活保護受給など、家庭状況の変更について

家庭の状況については、必要に応じて調査を行います。家庭状況の変更に伴い、認定内容や保育料等が変更になることがあります。

(3)年度途中の転園について

転園の申込は、現在浦添市内の保育施設に在園中の児童が、浦添市内の他の施設に移る場合に必要の手続きです。転園を希望される場合も新規の申し込みと同様に入所申込手続き書類の提出が必要です。

- ・申し込み締切日は入園申込締切日と同日です。(郵送の場合は必着です。消印有効日ではありません。)
- ・転園が内定・承諾した時点で、いかなる理由があっても元の保育園には戻れませんのでご注意ください。
- ・転園の意思がなくなった場合は、こども未来課までご連絡ください。

(4)退園について

家庭での保育が可能となった場合や転出等で退園する場合は、退園希望日の2週間前までに「保育所等退所届出書」をこども未来課まで提出する必要があります(オンライン申請可)。2週間を切ってから届け出があった場合、届け出から2週間分の保育料が発生します。

保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、承諾された保育実施期間内でも退園となります。2か月以上(里帰り出産の場合は3か月以上)保育園を欠席する場合は、保育を必要とする要件に該当しない等として退園となります。

市外へ転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。市外へ転出し、引き続き同じ園に通園(継続通園)を希望される場合でも退所届の提出が必要です。また、継続通園を希望する場合は、浦添市の入所申込締め切り日までに転出先の市町村で入所の申込を行ってください。ただし、浦添市内の待機児童が解消するまでは、市民を優先するため、必ず継続して通園できるとは限りません。



広域入所・転入(転出)予定の場合

広域入所とは、住んでいる市町村以外の保育施設へ申込を行うことをいいます。

※広域入所申込をする前に希望する施設の市町村へ、入園希望月の申込受付期限をご確認ください。

浦添市の方が、他市町村の保育施設を希望する場合

≪申込書の提出場所≫

- 2号・3号認定 → こども未来課へ提出してください。
- 1号認定 → 私立認定こども園・私立幼稚園は各施設へ、公立認定こども園・公立幼稚園についてはこども未来課へ提出してください。

(※必要書類を郵送しますので、他市町村の申込受付期限の2週間前までに提出してください。)

≪申込からの流れ≫

- ① 保護者が浦添市へ申込書類を提出します。
- ② 浦添市と入所希望先の市町村で保育の委託協議を行い、入所の可否を決定します。
- ③ 浦添市から保護者への入所の可否を通知します。
→他市町村の待機児童が解消できていない場合は入所できないことがあります。

他市町村在住の方が、浦添市内の保育施設を希望する場合

≪申込書の提出場所≫

- 2号・3号認定 → お住まいの市町村へ提出してください。
- 1号認定 → 私立認定こども園は各園へ、公立認定こども園についてはお住まいの市町村へ提出してください。

(※お住まいの市町村から浦添市へ必要書類を郵送します。浦添市の申込締切日に必着です。)

≪申込からの流れ≫

- ① 保護者がお住まいの市町村へ申込書類を提出します。
- ② 浦添市とお住まいの市町村で保育の委託協議を行い、入所の可否を決定します。
- ③ お住まいの市町村から保護者への入所の可否を通知します。
→浦添市内の待機児童が解消するまでは市民を優先しているため、市外からの受け入れができないことがあります。

※浦添市に転入予定の方

- 転入予定の場合は浦添市役所へ直接お申込みください。
- 公立・公私連携型認定こども園を希望する方は、申込書類のほかに、転入予定の事実が確認できる書類(不動産の売買・賃貸契約書の写しなど)を提出してください。
- 利用希望開始月の前月24日までに転入していることが必要です。

※浦添市外へ転出後も引き続き、同じ園に通いたい方

- 継続通園に関わらず、転出日の月末までに退園の手続きを浦添市役所窓口で行う必要があります。
- 申込は浦添市外の方と同様に、転出先の市町村で入所申込を行ってください。
- 浦添市内の待機児童が解消するまでは市民を優先するため、待機児童が解消されていなければ退園していただく必要があります。

発達支援について

1 はじめに

市内全ての教育・保育施設では、集団生活を通じて、それぞれの児童の特性に合わせ、より丁寧に教育保育を行い、心身ともに健やかな成長及び発達を支援する事を目的として発達支援教育保育(以下発達支援)を実施しています。発達支援は、支援が必要な児童おおむね2～3名に対し、加配保育士(保育教諭)1名を配置し教育保育をおこなっています。

2 発達支援教育保育を希望する場合

必要書類を申込期限内に提出して頂き、その後、発達支援審査会において児童の健やかな育ちの支援のため加配保育士(保育教諭)を配置した教育保育を行うことが望ましいと判定された場合、発達支援での入所(園)対象となります。

3 申請方法にあたって

受付期間	令和7年9月1日(月)～令和7年9月12日(金)※事前電話予約制 ※申請等についてのご相談は、受付期間前に事前相談をお願いします
必要書類	① 令和8年度 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書 ② 発達支援教育保育申請書 ③ 医師による診断書等



(1)窓口申請が必要 (直接、こども未来課窓口での申請になります)

①新規:★現在、家庭保育中及び、児童デイ・親子通所等の療育施設のみ利用

★認可外保育施設・市外教育保育施設に在園し、令和8年度は発達支援を希望する児童

②転園希望:

★現在、発達支援を受けておらず、令和8年度は別の園に転園して、発達支援を希望する児童

★現在、発達支援を受けているが、令和8年度は別の園に転園して、発達支援継続を希望する児童

(2)在園している園からの申請 ※窓口申請不要

①在園新規:令和8年度から現在通園(所)する施設で新規に発達支援を希望する児童

(3)オンライン申請可能 ※窓口申請不要

①在園継続:現在、発達支援教育保育を受けている児童で、令和8年度も現在の施設で支援継続を希望する児童 ※継続して申請する場合は「発達支援教育保育申請書」は必要ありません。

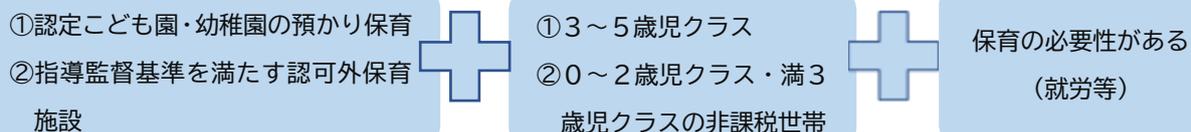
— お問い合わせ:こども未来課 教育保育係 TEL 098-876-6821 —

施設等利用給付(保育無償化)について

認定こども園・幼稚園の預かり保育利用料、認可外保育施設を利用される方が利用料無償化の給付を受けるためには、施設等利用給付認定(以下、「保育無償化認定」)を受ける必要があります。

1 対象者

次の要件を満たす場合に、必要な手続きを行うことで保育無償化認定を受けることができます。



※施設型給付幼稚園、認定こども園、保育所等を利用する3～5歳児クラスの子ども及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で保育の必要があると認定された子どもは、無償化にかかる申請は必要ありません。

2 必要な手続き

次の①から③に該当する場合、手続きを行うことで保育無償化の認定または継続認定を受けることができます。

認定状況	今後必要な手続き
① 現在、保育無償化認定を受けている	毎年10月に現況確認の案内を郵送しますので、案内に沿って必要な手続きをお願いします。
② 現在、認定こども園・幼稚園で預かり保育を利用または認可外保育施設を利用して、保育無償化認定を受けていない	「1 対象者」に該当する場合、保育無償化認定を受けることができます。申請日からの認定となりますので、認定を希望される場合はお早めにお手続きください。
③ 令和8年4月から、1号認定で認定こども園・幼稚園に預かり保育を利用される方、または認可外保育施設へ通う予定の方	令和8年1月以降に新年度認定の受付を行います。園や市広報紙を通じて案内しますので、「1 対象者」に該当し保育無償化認定を希望される場合は期間内にお手続きください。

3 対象上限額

施設/年齢	0～2歳児クラス(非課税)	3～5歳児クラス
認定こども園・幼稚園 (預かり利用)	16,300円 (利用日数×450円)	11,300円 (利用日数×450円)
認可外保育施設	42,000円	37,000円

※上限額を超えた場合の差額は、保護者負担になります。

4 給付方法

保護者は一旦施設へ保育料を支払った後、市に償還請求を行います。

5 必要書類

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書(様式第1号の2)
※市役所窓口にご用意しております。(浦添市HPにてダウンロードも可)

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類(p.4参照)

(3) 世帯状況に応じて提出が必要な書類

※p.5の「世帯状況について該当する場合、提出が必要なもの」を参照ください。
このうち、「保育時間申立書」「申込児童のきょうだい私立幼稚園、児童発達支援等の施設、企業主導型保育施設等に在園している」場合の書類の提出は不要です。

無償化について



— お問い合わせ:こども未来課 給付係 TEL 098-876-7201 —



令和 8 年度 認可保育所等一覧

※令和 7 年 8 月時点の情報のため、内容変更になる場合がありますのでご了承ください。

校区	種別	施設名	所在地	電話	認定	対象年齢※1	総定員数
浦添小学校	公立	大平保育所	安波茶 1-28-2	877-9734	2・3号	0歳～5歳	124
	私立	パンダ保育園★	安波茶 1-13-8	877-7585	2・3号	0歳～5歳	145
	公立 認こ	浦添こども園	仲間 2-47-2	877-1042	1号 2号	3歳～5歳	15 55
仲西小学校	公立	宮城ケ原保育所	宮城 2-4-1	877-3827	2・3号	0歳～5歳	124
	私立	たいよう保育園	大平 1-14-11	878-1780	2・3号	0歳～5歳	120
	私立	みやぎ保育園	宮城 2-34-5	877-0473	2・3号	0歳～5歳	60
	小規	サウンドキッズ	屋富祖 2-1-5	879-3280	3号	0歳～2歳	19
	公私 認こ	仲西こども園	宮城 2-4-1	870-1077	1号 2号	3歳～5歳	25 70
	私立 認こ	あおいこども園	屋富祖 1-3-17	870-1240	1号 2・3号	3歳～5歳 0歳～5歳	9 155
神森小学校	私立	ありあけ保育園	勢理客 3-6-10	878-1781	2・3号	0歳～5歳	120
	公私 認こ	神森こども園	勢理客 1-4-1	877-2647	1号 2号	3歳～5歳	15 50
	私立 認こ	勢理客こども園★	勢理客 2-18-27	877-3442	1号 2・3号	3歳～5歳 0歳～5歳	9 135
浦城小学校	私立	テクノ保育園★	城間 1-12-12	876-0693	2・3号	0歳～5歳	90
	私立	ジョイジョイ保育園	城間 3-26-11	877-0706	2・3号	0歳～5歳	80
	私立	あさのうら保育園	伊祖 1-21-8	878-4369	2・3号	0歳～5歳	60
	私立	美咲保育園	伊祖 4-4-10	955-0050	2・3号	0歳～5歳	67
	小規	あいめ保育園	城間 2-12-5 1F	917-0777	3号	0歳～2歳	19
	小規	えくぼ保育園	城間 3-26-12	873-0003	3号	0歳～2歳	19
	小規	ちゅうりっぷ保育園	伊祖 2-24-8	879-0155	3号	0歳～2歳	19
	小規	港川保育園	伊祖 2-16-10-101	879-0579	3号	0歳～2歳	19
	小規	すきっぷ保育園	伊祖 4-11-16 2階	874-8500	3号	0歳～2歳	19
	小規	さつき保育園	伊祖 4-10-5	878-6837	3号	0歳～2歳	19
	公私 認こ	浦城こども園	伊祖 2-13-1	877-8050	1号 2号	3歳～5歳	20 135

※ 0歳児の受入可能月齢は、生後 5 か月からとなります。

＼ 認可園保育所等マップ /

※1 地域型保育事業所(小規模・事業所)を卒園後、他の保育園の3歳児クラスを希望する場合、選考の際に加点があります。希望先が連携施設であれば、さらに優先加点があります。



保育園等の場所が
確認できます。

市内全域の園を希望することができます。詳しくは、「よくある質問(p.35)のQ11・Q12をご覧ください。

保育標準時間認定(11H)		保育短時間認定(8H)		開所時間		上乗せ 徴収	保育料 以外の 徴収金	預かり 保育	連携施設※1
月～金	土	月～金	土	月～金	土				
7:15～18:15	7:15～15:15	8:15～16:15/9:15～17:15	7:15～15:15	～19:15	～15:15	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
7:15～18:15	7:15～15:15	8:15～16:15/9:15～17:15	7:15～15:15	～19:15	～15:15	×	○	×	—
7:15～18:15		7:15～15:15/8:15～16:15/9:15～17:15		～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	×	みやぎ保育園 てだこ保育園 あさのうら保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/10:00～18:00							—
7:00～18:00		8:30～16:30		～20:00	～19:00	×	○	×	—
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	○	—
7:00～18:00		8:30～16:30							—
7:15～18:15		8:15～16:15		～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:00～18:00		8:30～16:30		～19:00	～18:00	×	○	○	—
7:15～18:15		8:15～16:15		～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:00～18:00		8:30～16:30		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15/9:15～17:15		～19:15	～19:15	×	○	○	—
7:30～18:30	7:30～18:00	8:30～16:30		～19:30	～18:00	○	○	×	—
7:00～18:00		8:00～18:00(うち8H)		～19:00	～18:00	×	○	○	テクノ保育園
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	×	あさのうら保育園 テクノ保育園
7:30～18:30		8:30～16:30		～19:30	～18:30	×	×	×	うららこども園
7:30～18:30		8:30～16:30/9:00～17:00		～19:30	～18:30	×	○	×	ルーブルこども園
7:30～18:30		8:30～16:30		～19:30	～18:30	×	○	×	柿の実保育園
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	×	てだこ保育園 あさのうら保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—

**令和8年度4月
受入予定児童数はこちら**
◆9月17日(水)公開 ※10月3日(金)まで更新あり



※令和7年8月時点の情報のため、内容変更になる場合がありますのでご了承ください。

校区	種別	施設名	所在地	電話	認定	対象年齢※1	総定員数
牧港小学校	公立 認こ	牧港こども園	牧港 2-14-1	877-1991	1号	3歳～5歳	20
					2号		55
	私立 認こ	牧港ひまわり幼稚園	牧港 2-33-1	878-0878	1号	3歳～5歳	45
					2号		60
	私立 認こ	ほとんどのきこども園	牧港 1-64-6	979-9880	1号	3歳～5歳	15
					2・3号	0歳～5歳	90
	私立 認こ	牧港ひまわりこども園	牧港 4-1-16	876-2850	1号	3歳～5歳	10
					2・3号	0歳～5歳	126
	私立 認こ	ハイジこども園★	牧港 2-23-5	879-6057	1号	3歳～5歳	15
					2・3号	0歳～5歳	160
当山小学校	私立	広栄保育園★	当山 2-7-7	877-0568	2・3号	0歳～5歳	156
	私立	きゃんぱす浦添西原保育園	西原 5-4-12	870-0510	2・3号	0歳～5歳	78
	小規	かすみ保育園	西原 4-10-19	943-5120	3号	0歳～2歳	19
	小規	浦西保育園	西原 5-12-5	987-6652	3号	0歳～2歳	19
	公立 認こ	当山こども園	当山 2-34-2	877-7876	1号	3歳～5歳	20
					2号		55
	私立 認こ	うららこども園★	当山 2-40-20	876-4452	1号	3歳～5歳	10
					2・3号	0歳～5歳	110
	私立 認こ	認定こども園うららにじ園	当山 2-40-18	876-2425	1号	3歳～5歳	10
					2・3号	0歳～5歳	80
私立 認こ	あいかな認定こども園	当山 3-6-1	870-0852	1号	3歳～5歳	10	
				2・3号	0歳～5歳	90	
私立 認こ	にしばるこども園	西原 6-16-14	878-2486	1号	3歳～5歳	5	
				2・3号	0歳～5歳	100	
内間小学校	公立	内間保育所	内間 4-26-20	877-3000	2・3号	0歳～5歳	120
	私立	内間みどり保育園	内間 3-1-13	878-9984	2・3号	0歳～5歳	120
	小規	ささのは保育園	内間 3-19-1	870-1666	3号	0歳～2歳	19
	公立 認こ	内間こども園	内間 4-3-1	879-1639	1号	3歳～5歳	15
					2号		55
	私立 認こ	すず風こども園	内間 4-25-18	943-2499	1号	3歳～5歳	15
2・3号					0歳～5歳	123	

※ 0歳児の受入可能月齢は、生後5か月からとなります。

※1 地域型保育事業所(小規模・事業所)を卒園後、他の保育園の3歳児クラスを希望する場合、選考の際に加点があります。希望先が連携施設であれば、さらに優先加点があります。

※2 第1・3土曜日のみ

市内全域の園を希望することができます。詳しくは、「よくある質問(p.35)のQ11・Q12をご覧ください。」

保育標準時間認定(11H)		保育短時間認定(8H)		開所時間		上乗せ 徴収	保育料 以外の 徴収金	預かり 保育	連携施設※1
月～金	土	月～金	土	月～金	土				
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:15～14:00(月～金)				～18:30	～14:00※2	○	○	×	—
7:30～18:30	7:30～14:00※2	7:30～18:30(うち8H)	7:30～14:00※2						—
8:15～13:15(月～金)				～19:15	～18:15	○	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
7:30～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	○	—
7:15～18:15		8:30～16:30/9:00～17:00							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	×	×	—
7:00～18:00		8:30～16:30							—
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		8:30～16:30		～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:30～18:30	8:00～16:00/9:00～17:00			～19:30	～18:30	×	○	○	うららこども園
7:30～18:30	8:00～16:00/8:30～16:30/9:00～17:00			～19:30	～18:30	×	○	×	みやぎ保育園 てだこ保育園 うららこども園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
7:00～13:30(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00							—
7:15～18:15	7:15～15:15	8:15～16:15/ 9:15～17:15	7:15～15:15	～19:15	15:15	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		7:00～18:00(うち8H)		～19:00	～18:00	×	○	×	みやぎ保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:15～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00/8:30～16:30							—

※保育短時間認定の方で、上記時間帯の前後保育を受ける場合、延長保育料が発生します。複数パターンある園の場合は、どちらの時間帯にするか選択できます。詳しくは各保育園へお問い合わせください。

※上乗せ徴収…教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について保護者に負担を求めるもの。

例)基準以上の教員の配置や、平均的な水準を超えた施設整備など。

※保育料以外の徴収金…教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費で、保護者負担が適当と認められるもの。例)文房具代、制服代、遠足代など(金額は各園にお問い合わせください。)

※令和7年8月時点の情報のため、内容変更になる場合がありますのでご了承ください。

校区	種別	施設名	所在地	電話	認定	対象年齢※1	総定員数
港川小学校	私立	さみどり保育園	伊祖 3-44-2	879-2000	2・3号	0歳～5歳	100
	小規	リトルチェリー保育園	港川 2-5-2 2階	975-7706	3号	0歳～2歳	19
	小規	きらきら保育園	伊祖 4-8-2※5 R8.4から港川 2-9-3へ移転予定	874-3742	3号	0歳～2歳	19
	公私 認こ	港川こども園	城間 4-37-1	878-3011	1号	3歳～5歳	25
					2号		90
	私立 認こ	ルーブルこども園	港川 2-21-1	879-1188	1号	3歳～5歳	9
2・3号					99		
宮城小学校	小規	ゆめの森保育園	宮城 4-2-7	875-8348	3号	0歳～2歳	18
	小規	すまいるほいくえん	宮城 3-5-9	878-2746	3号	0歳～2歳	19
	公私 認こ	宮城こども園※4	宮城 3-7-3	879-5997	1号	3歳～5歳	15
					2号		60
	私立 認こ	愛音こわんこども園	大平 2-7-6	877-7566	1号	3歳～5歳	10
					2・3号		96
私立 認こ	あいのそのこども園	仲西 2-3-11	879-1879	1号	3歳～5歳	6	
				2・3号		130	
沢岬小学校	私立	わらべ保育園★	沢岬 1-11-6	877-8896	2・3号	0歳～5歳	128
	私立	てだこ保育園★	経塚 1-3-5	879-3065	2・3号	0歳～5歳	125
	私立	あずま保育園	経塚 645-2	871-0607	2・3号	0歳～5歳	120
	小規	げんき保育園	経塚 430	875-3074	3号	0歳～2歳	19
	小規	たくし保育園	沢岬 1-22-1	877-3775	3号	0歳～2歳	19
	公私 認こ	沢岬こども園※3	沢岬 998	870-0600	1号	3歳～5歳	15
2号					60		
※6 前田小学校	私立	柿の実保育園	前田 1-11-17	878-2171	2・3号	0歳～5歳	90
	私立	子むすびの森保育園	前田 1224-1	878-2711	2・3号	0歳～5歳	90
	小規	ライオンの子保育園ティモン	前田 1-46-1-102	876-8001	3号	0歳～2歳	18
	事業	もこもこ保育園	前田 1-55-6	875-7171	3号	0歳～2歳	58
	公私 認こ	前田こども園	前田 333	943-2106	1号	3歳～5歳	15
					2号		90
	私立 認こ	前田さくらこども園	前田 1-55-1	875-5959	1号	3歳～5歳	10
					2・3号		120
私立 認こ	みのり幼稚園	前田 3-15-1	877-4980	1号	3歳～5歳	60	
				2・3号		204	

★印の園は分園があります。分園・本園は選択できません。

※3 沢岬こども園の定員は、新園舎での令和8年4月時点の人数となります。

※4 宮城こども園は、令和7年度から改築工事を行う予定のため、令和8年度から令和9年3月までは仮設園舎(プレハブ)に通園となります。

※5 きらきら保育園 令和8年4月から移転になります。移転前:伊祖 4-8-2 移転後:港川 2-9-3

※6 ライオンの子保育園ティモンは、令和7年12月末で閉園となります。

市内全域の園を希望することができます。詳しくは、「よくある質問(p.35)のQ11・Q12をご覧ください。

保育標準時間認定(11H)		保育短時間認定(8H)		開所時間		上乗せ 徴収	保育料 以外の 徴収金	預かり 保育	連携施設※1
月～金	土	月～金	土	月～金	土				
7:00～18:00		8:30～16:30		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15/9:15～17:15		～19:15	～18:15	×	○	×	テクノ保育園
7:30～18:30		8:00～16:00		～19:30	～18:30	×	○	×	ルーブルこども園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	○	○	○	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
7:00～18:00		8:00～16:00		～18:00	～18:00	×	○	×	子むすびの森保育園
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	×	×	みやぎ保育園 テクノ保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
7:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:30～16:30/9:00～17:00							—
8:00～14:00(月～金)				～19:00	～18:00	○	○	○	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00							—
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		7:15～18:15(うち8H)		～19:15	～18:15	×	○	○	—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:15～18:15		8:00～16:00/8:30～16:30		～19:15	～18:15	×	×	×	みやぎ保育園 てだこ保育園
7:15～18:15		8:00～16:00		～19:15	～18:15	×	○	×	てだこ保育園 あさのうら保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
7:00～18:00		8:00～16:00/9:00～17:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00		～19:00	～18:00	×	○	×	柿の実保育園
7:00～18:00		7:00～17:00(うち8H)		～19:00	～18:00	×	○	×	柿の実保育園
8:15～14:15(月～金)				～19:15	～18:15	×	○	×	—
7:15～18:15		8:15～16:15							—
8:15～14:15(月～金)				～19:00	～18:00	×	○	×	—
7:00～18:00		8:00～16:00							—
7:30～14:30(月～金)				～19:00	～18:30	○	○	○	—
7:30～18:30		8:30～16:30							—

※ 0歳児の受入可能月齢は、生後5か月からとなります。

※1 地域型保育事業所(小規模・事業所)を卒園後、他の保育園の3歳児クラスを希望する場合、選考の際に加点があります。希望先が連携施設であれば、さらに優先加点があります。

保育所等入所に関してよくある質問

申込に関する質問

Q1. 毎年度申請が必要ですか。

A1. 令和 7 年度の申込をしている方でも、令和 8 年4月からの入所を希望する方は、新たに申込みをする必要があります。必要書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また不備がある場合は受付できません。

Q2. 保育園の受け入れ人数はどのように決めていますか。

A2. 受入人数は面積、保育士数、保育状況等により決まります。退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。

Q3. 早く申込したほうが入りやすいですか。

A3. 選考は申込の先着順ではなく、保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。

Q4. どうやって入所が決まりますか。

A4. 入所決定は、書類審査・調査(電話・訪問等)により保育を必要とする程度の高い方から決定します。保育所等入所後にも、電話・訪問等による勤務等状況調査がありますので、ご了承ください。保育所等入所後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所の取消しや支給認定の取消し及び過料の対象となる場合があります。

Q5. 「希望する施設に入所できない場合は、育児休業延長も許容できる」とありますが、入所を希望する場合でもチェックを入れたほうがいいですか。

A5. この項目にチェックした場合、他の希望者を優先案内するため入所保留になります。入所を希望する場合はチェックを入れないようご注意ください。また、チェックを外す場合は「世帯状況変更届」を提出してください。

Q6. 認可外の申し込みはどこにしますか。

A6. 認可外保育施設に直接申込をお願いします。

Q7. 待機の順番を確認したいです。

A7. 一斉入所の待機状況の確認については、令和 8 年3月末まで照会できませんのでご了承ください。年度途中の待機の状況については、選考が終了し次第確認することができます。

Q8. 仕事を辞めた(保育を必要とする事由に該当しない)のですが、退園になりますか。

A8. 保育所等入所要件を満たさなくなった(保育を必要とする事由に該当しない)場合等は、保護者の在園希望期間に関係なく退所または入所の対象外になります。ほかに保育を必要とする事由の要件で手続きをしてください。

Q9. 一斉入所で申し込みした希望園を変更したいです。

A9. 4月入所の選考に関して希望園変更は 10 月 24 日(金)まで対応可能です。ただし、内定・不承諾の通知が届いて希望園に内定できなかった場合に、変更が可能です。希望園の変更期間や追加選考については、結果通知に同封するお知らせをご覧ください。空き状況については内定辞退や追加内定等により日々変動がありますのでご了承ください。電話での受付はしておりません。

Q10. 年度途中の受け入れ状況はいつ分かりますか。

A10. 年度途中の締め切り 1 週間ほど前からホームページで空き状況を公開しています。締め切り日まで変更がありますので、最終日までチェックをお願いします。

Q11. 公立・公私連携認定こども園は住んでいる小学校区しか選べませんか。

A11. お住まいの小学校区以外の公立・公私連携型認定こども園を希望することは可能です。ただし、校区内の児童が優先となります。4 月入所(一斉入所)の選考に関しては、二次選考から選考の対象となります。

Q12. 希望施設は小学校区域しか選べませんか。

A12. 浦添市内全域の施設を希望することができます。地域枠選考を希望する方(第 1 希望から第 5 希望まで全て記入している方のみ)は、小学校区内のみ、または市内全域を希望するのかを、認可保育所等一覧(p.29~34)を参考に検討ください。

届け出に関する質問

Q13. 1 か月以上保育園に登園できない場合は退園となりますか。

A13. 2 か月以上欠席(里帰り出産の場合:3 か月)する場合、保育を必要とする要件に該当しないと退所になります。(欠席している間も保育料は発生します。)1 か月以上欠席する場合は、欠席届を提出してください。

Q14. 転出予定ですが、いつまで保育園に通えますか。

A14. 市外転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。ただし、月をまたいで在園は認められませんので、ご了承ください。退所する場合は、退所希望日の2週間前までに手続きを行ってください。2週間を切ってから届け出があった場合、届出日から2週間分の保育料が発生します。

Q15. 保育時間が短時間となっているが、勤務で残業したりお迎えが間に合わないときはどうしたらいいですか。

A15. こども未来課へ相談ください。就労状況などを確認し保育時間を変更できる場合があります。

Q16. 保育料はどのように算定していますか。

A16. 保育料は保護者の市民税と世帯の状況で決まります。保護者の市民税所得割額の合計により保育料を算定します。

その他

Q17. 公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)は、車での送迎は可能ですか。

A17. 公立・公私連携型認定こども園(旧公立幼稚園)は、小学校敷地内にあり、児童・生徒の安全確保のため、原則徒歩での通園となっています。

Q18. 延長保育時間について教えてください。

A18. 施設ごとに違うので各施設にお問い合わせください。

Q19. 台風や災害時の対応を教えてください。

A19. 施設によって対応が異なるため、重要事項説明書をホームページにてご確認ください。

★ ここ de サーチ ★

施設見学も行ってね♪

保育園や子育て支援サービスを利用しようとする際に、どのような施設やサービスがあるのかを探ることができるサイトです。





子育て支援

ファミリー・サポート・センター

HPの二次元コード



「子育ての手助けをしてほしい人」と
「子育てのお手伝いをしたい人」たちが
会員となって行う、地域の相互援助活動組織です。

「助け合う子育て」



— お問い合わせ：浦添市ファミリー・サポート・センター【TEL 098-870-0073】 —

一時預かり事業

保護者の育児疲れのリフレッシュ(美容院や買い物など)、冠婚葬祭や急用など、一時的に保育が必要となる場合に、児童を預かるサービスです。

【対象施設】

- ① Zeroplace(ゼロプレイス)
- ② かすみ保育園

【利用方法】

利用申し込みは、各施設にて行います。

詳しくは
こちら→



HPの二次元コード



こども誰でも通園制度

すべての子どもの育ちを応援するための新たな通園制度です。
保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間の枠内で時間単位の利用
ができます。対象児童など詳しくは浦添市ホームページをご覧ください。

HPの二次元コード



浦添市子育て支援情報誌「てだこいく」は、子育てに関するさまざまな制度や各種相談窓口、市内の遊び場についてなど、浦添市での子育てに役立つ情報を1冊にまとめた情報誌です。

HPの二次元コード



てだこいく



MEMO



A large, empty rectangular area with rounded corners, outlined in a thin green border, intended for writing a memo.



